

改正案	現行
<p>（事業停止及び強制管理命令） 第五十二条（略）</p> <p>2 保険業法第二編第十章第一節第二款（第二百四十六条から第二百四十七条の五まで及び第二百四十九条から第二百四十九条の四までを除く。）（業務及び財産の管理）の規定は、前項の業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」とあるのは、「組合」と読み替えるものとする。</p> <p>第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、設立委員、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項若しくは第四項の規定により選任された保険管理人は、三万円以下の過料に処する。</p> <p>一〜十三（略）</p> <p>第六十条 次の各号の一に該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項若しくは第四項の規定により選任された保険管理人は、一万円以下の過料に処する。</p>	<p>（事業停止及び強制管理命令） 第五十二条（略）</p> <p>2 保険業法第二編第十章第一節第二款（第二百四十六条、第二百四十七及び第二百四十九条を除く。）（業務及び財産の管理）の規定は、前項の業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」とあるのは、「組合」と読み替えるものとする。</p> <p>第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、設立委員、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項の規定により選任された保険管理人は、三万円以下の過料に処する。</p> <p>一〜十三（略）</p> <p>第六十条 次の各号の一に該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項の規定により選任された保険管理人は、一万円以下の過料に処する。</p>

一
五
略

一
五
略